

**第1回開催概要**

- 日 時：令和5年8月3日(木) 14:00～16:00
- 場 所：奈良県医師会館 2階 会議室 (奈良県橿原市内膳町5-5-8)
- 出席者：安東部会長他7名
- 議事・意見

● **感染症予防計画の改定について**

項目	意見	対応内容 (改定案への反映)
第9	保健所と市町村との連携は重要だと認識している。双方の情報を活用することで、より多くの在宅療養患者のフォローができたのではないかな。	患者情報提供の運用に係るルールについては、今後、市町村の意見を踏まえながら検討していきたい。

● **新型コロナウイルス感染症に関する取組について**

- ✓ 各団体 (医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、老人福祉施設協議会) の取り組みを共有

療養場所	課題	取組
宿泊療養施設	宿泊療養中の持参薬不足への対応	医師会、薬剤師会、県が連携して対応スキームを作成。
高齢者施設等	施設として確保できる医療提供体制は限られる	医師会が施設への往診やオンライン診療が可能な医療機関を取りまとめ、施設からの相談に対応した。
自宅	在宅療養中に対応可能な医療機関の確保	医師会と県が連携し、医師会において在宅療養者へ対応可能な医療機関を調整し、リスト化。県は在宅療養患者へ情報提供を行った。

## 第2 回開催概要

- 日 時：令和5年9月7日(木) 14:00～16:00
- 場 所：奈良県医師会館 2階 会議室 (奈良県橿原市内膳町5-5-8)
- 出席者：安東部会長他8名

### □ 議事・意見

#### ● 「医療措置協定」締結に向けた事前調査の結果について

- ✓ 今回の調査では、流行初期期間（発生の公表\*から3か月程度）と、より多くの医療機関の協力が必要となる流行初期期間経過後（発生の公表から3～6か月）で、対応可能と回答した医療機関数に大きな差はなかった。

流行初期期間から対応可能な、新型コロナ対応において経験を積んだ医療機関を中心に回答している可能性がある。今後、協定締結を進めるにあたり、より多くの医療機関に協力してもらうためには、協定を締結しても履行ができないと認められる正当な範囲など、具体的な条件を明示した方が良い。

※感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表

#### ● 患者の療養場所に応じた医療提供体制について

- ✓ 高齢者施設等では、平時から近隣の医療機関との連携体制をとっておく重要性が改めて認識された。
- ✓ 自宅療養者への介護サービス等の提供では、近隣の事業所との連携して対応にあたるなど、平時から有事に備えた連携体制をとっておく必要がある。
- ✓ 新型コロナへの対応を行う中で、関係機関との連携が深まり、様々な課題に対して対応するスキームを構築してきた。次の有事に備え、この経験を活かせるよう、平時から取組を続けていく必要がある。
- ✓ 自宅療養者の療養環境整備については市町村との連携が重要となるため、今後市町村も交えて意見交換を行う予定。